

第2章 施策の体系



1. 多様な生活を支えるサービスづくり

(1) 訪問系サービスの充実

- ①居宅介護（ホームヘルプ）
- ②重度訪問介護
- ③行動援護
- ④重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービスの充実

- ①生活介護
- ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ③就労移行支援
- ④就労継続支援（A型・B型）
- ⑤療養介護
- ⑥旧法施設支援
- ⑦児童デイサービス
- ⑧短期入所（ショートステイ）

(3) 居住系サービスの充実

- ①グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）
- ②施設入所支援
- ③旧法施設支援

(4) 自立支援医療の充実

(5) 補装具費支給制度の充実

(6) 地域生活支援事業の充実

- ①相談支援事業
- ②コミュニケーション支援事業
- ③日常生活用具給付等事業
- ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センター機能強化事業
- ⑥その他必要な事業

(7) 雇用・就業の促進

(8) 所得保障制度の拡充と各種制度の利用促進

2. ライフステージや障がい特性に応じたサービスづくり

(1) 乳幼児期・学齢期支援体制の充実

- ①早期発見体制の充実
- ②早期療育体制の充実
- ③統合保育の拡大
- ④学齢期における相談・指導体制の充実
- ⑤校外活動に対する支援の充実
- ⑥家族への相談・支援体制の整備
- ⑦発達障がいへの支援

(2) 青・壮年期支援体制の充実

- ①疾病等の予防体制の充実
- ②医療給付等の充実
- ③社会参加機会の拡大
- ④スポーツ・レクリエーション活動の振興
- ⑤芸術・文化活動の振興

(3) 高齢期支援体制の充実

(4) 中途障がいや障がい特性に配慮した支援体制の整備

- ①中途障がい者支援体制の整備
- ②精神保健福祉の普及・啓発
- ③メンタルヘルスに対する相談支援
- ④高次脳機能障がいのある人への支援

3. 市民として共に生活する意識づくり

- (1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 地域福祉推進体制の充実
- (5) 障がい者の自立と交流の促進
- (6) 障がい者団体活動の促進
- (7) 障がい者の人権擁護
- (8) 成年後見人制度、権利擁護事業の周知

4. 暮らしやすい都市環境づくり

- (1) 都市機能の整備促進
 - ① 公共的施設・設備のバリアフリー化
 - ② 道路及び公園環境の整備
- (2) 住宅環境の整備促進
- (3) 交通機能の整備促進
- (4) 防災・防犯・緊急対策の充実
 - ① 防災対策の充実
 - ② 防犯体制の充実

5. 障がい者施策を展開し推進する体制づくり

- (1) 滝川市地域自立支援協議会（仮称）の設置
- (2) 計画の推進
- (3) 啓発・広報の推進
- (4) 総合リハビリテーションシステムの構築
- (5) 広域的な相互連携、支援ネットワークの構築
- (6) 人材の育成
- (7) 福祉情報システムの整備